

前橋市生産性向上設備導入補助金のお知らせ

市内の事業者が自ら行う業において、直接的な生産性の向上に寄与する設備の導入、更新等に要した経費の一部を補助します。

■申請期間 令和4年5月11日（水）から17日（火）まで

※上記申請期間内で申請受付を行った結果、補助申請額が予算額（3,000万円）を超えた場合は、抽選により補助を受けられる事業者を決定します。抽選結果は後日、前橋市HPにて公開します。事前相談も受付けていますので、積極的にご利用ください。

■概要

	個人事業主	小規模事業者	その他
補助率	1/3		1/5
補助上限額	50万円	100万円	150万円
事業所税加算	50万円		

※事業所税加算後の補助額は補助対象経費の1/2を上限とします。

■対象となる店舗・事業所（次のいずれにも該当する必要があります）

- 1 市内で1年以上継続して業を営み、その業による収益を得ていること。
- 2 個人又は会社であること。
- 3 業における主たる業種が日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として総務大臣が公示した日本標準産業分類をいいます。）のうち、別表1記載業種に該当するもの。
- 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業者には該当しないこと。
- 5 市税を完納していること。

■対象となる経費

- ①補助対象事業費が10万円以上のもの（消費税等除く）
- ②事業者が自らの事業の活動場所として使用する建物等（他社に賃貸する目的のものを除く）に設置、使用する設備
- ③直接的に業における生産量を増加させるための機械設備及び生産補助設備（エアコン・LEDは除く）の新規導入または既存設備の更新
- ④耐用年数1年以上で取得価格が10万円以上の資産

※設置箇所は市内1拠点でなくてはなりません（持ち運びを前提にした事業は補助対象外です）。

原則市内事業者・店舗から購入していただく必要があります。

他の補助金や税制上の優遇を受ける場合は補助対象となることができません。

令和5年2月28日までに納品を受け、支払を完了させられるものに限りです。

お問い合わせ先・担当課

371-8601

前橋市大手町2-12-1 前橋市役所12階

前橋市 産業政策課 産業政策・経済対策係

027-898-6983

（平日9:00-12:00、13:00-17:00）

このチラシは概要です。詳細については、前橋市HPにて「令和4年度前橋市生産性向上設備導入補助金交付要項」をご確認ください。

